

## 第50回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：平成20年5月26日（月）13：30～16：10

2. 開催場所：日本電気協会4階A・B会議室

3. 出席者：（敬称略）

【委員長】 関根（元東京大学）

【委員】

正田（元東京大学）

横倉（武蔵大学）

堀川（元大阪大学）

飛田（東京都地域婦人団体連盟）

武田（電力中央研究所）

三宅（日本鉄鋼連盟）

綿引（電気学会 島田代理）

黒田（発電設備技術検査協会）

平野（電気保安協会全国連絡会議）

田中（電気事業連合会）

村山（東京電力 藤本代理）

鈴木（中部電力 越智代理）

轟木（関西電力 齊藤代理）

亀田（日本電線工業会）

近藤（日本電機工業会）

【委任状提出】

秋山（元東京大学）

國生（中央大学）

野本（元東京大学）

田辺（電土協）

鈴木（水門鉄管協会）

【欠席】

湯原（元東京大学）

奥村（電気設備学会）

山口（火力原子力技術協会）

原（日本電設工業協会）

【参加】 櫻田，青山，鈴木（原子力安全・保安院 電力安全課）

【説明者】 配電専門部会；東山（中部電力），沼田（日本電気協会）

送電専門部会；牧野（中部電力），堀口（日本電気協会）

需要設備専門部会；生石（東京電力），金子，田弘（日本電気協会）

【委員会幹事】 森（日本電気協会）

【事務局】 浅井，高須，氏家，古川，（日本電気協会）

#### 4. 配付資料：

- 資料 No. 1 第49回 日本電気技術規格委員会 議事要録(案)
- 資料 No. 2 平成19年度日本電気技術規格委員会事業報告(案)
- 資料 No. 3 平成20年度日本電気技術規格委員会事業計画(案)
- 資料 No. 4-1 平成19年度日本電気技術規格委員会決算(差替版)
- 資料 No. 4-2 平成19年度日本電気技術規格委員会予算(差替版)
- 資料 No. 5-1 電気設備の技術基準解釈第 24 条【高圧又は特別高圧と低圧の混触による危険防止施設】について技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等(前回資料—参考用)
- 資料 No. 5-2 電技解釈第 24 条「高圧又は特別高圧との低圧の混触による危険防止施設」の改正要望についての検討結果
- 資料 No. 6-1 電気設備の技術基準解釈第 42 条【避雷器の接地】について技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等(前回資料—参考用)
- 資料 No. 6-2 電技解釈第 42 条「避雷針の接地」の改正要望についての検討結果
- 資料 No. 7-1 民間自主規格改定案に関する評価, 承認のお願いについて(送電専門部会)
- 資料 No. 7-2 民間自主規格改定案に関する評価, 承認のお願いについて(送電専門部会)技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No. 8-1 民間自主規格改定案の承認のお願いについて(需要設備専門部会)
- 資料 No. 8-2 民間自主規格改定案の承認のお願いについて(需要設備専門部会)技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No. 9 経済産業公報抜粋
- 資料 No. 10 平成 18 年 19 年度に要請した案件及びそれ以前に要請し国で検討中の案件の状況
- 資料 No. 11 経済産業公報への JESC のパブコメ掲載の中止等についての提案
- 資料 No. 12 “JESC 規格案「免震建築物における特別高圧電線路の施設」の電気設備の技術基準の解釈第 151 条への引用要請” への回答
- 資料 No. 13 “JESC 規格案「免震建築物における特別高圧電線路の施設」の電気設備の技術基準の解釈第 151 条への引用要請に対する電力安全課からの回答に対する今後の対応
- 資料 No. 14 水門扉に関する JESC 規格の改定と引用要請の提出
- 資料 No. 15 水路に使用する鋼材に関する JESC 規格の策定と引用要請の提出

## 5. 議事要旨：

### 5-1. 委員出席数の確認

(1) 委員長の指示により委員会幹事が、出席者の確認を行い、定足数を充足している旨、報告をした。その結果、委員長により委員会の成立が確認された。

①現委員総数：25名

②委員会出席者：20名(委任状4名を含む。定足数の2/3(18名)以上。ただし、後から一名遅れて出席されたため、出席者17名、委任状4名の計21名の出席となった。)

### 5-2. オブザーバー参加者の確認

(1) 電力安全課、櫻田課長、青山班長、鈴木係長、の参加について、日本電気技術規格委員会規約第14条第1項に従い確認された。

### 5-3. 第50回本委員会資料の確認

事務局から、資料の確認を行った。また、前回議事録について開催案内に同封し、確認いただいているため、コメントを確認した。特にコメントは無かった。

### 5-4. 平成19年度事業報告及び平成20年度事業計画の審議 (審議案件)

(資料 No. 2, 3)

事務局から平成19年度事業報告案、平成20年度事業計画案の説明を行った。委員長からの確認の結果、特にコメント等なく、承認された。

### 5-5 平成19年度決算及び平成20年度予算の報告 (報告案件)

(資料 No. 4-1, 4-2)

事務局から平成19年度決算、平成20年度予算の報告を行った。委員長からの確認の結果、特にコメント等無かった。

### 5-6 電技解釈第24条【高圧又は特別高圧と低圧の混触による危険防止施設】の改正要望の審議 (前回からの継続審議) (評価案件)

(資料 No. 5-1, 5-2)

題記案件は、前回委員会において、電力安全課殿パブコメの回答が検討中であったため、継続審議となった案件で、今回、配電専門部会の検討結果の報告が行われた。配電専門部会の検討結果は、資料4-2に基づいて説明が行われた。

その結果、特に委員からのコメントは無く、本改正要請は承認され、電力安全課に改正要請することになった。なお、改正案の具体的な記載表現は、事務局と電力安全課で、調整するようコメントが委員長よりあった。

なお、オブザーバ参加された保安院櫻田電力安全課長から以下のコメントがあった。

配付資料 No.5-2 の P-8(改正要望の P-3)の「対応策は「架空」設備のみが対象であり、「地中」設備については規定されておらず・・・」及び、P-12(解説の現改表)の「地中電線にも適用可能とした。」との記載があるが、電技解釈に記載が無いものは、やっちはいけないと、いうものではない。解釈は、一例であり、省令に適合していれば解釈に記載が無い設備・施工方法であっても可能である。

このコメントに対し、配電専門部会から、“今回の要請は、地中接地線・(地中)共同地線の適用についての明確化の要請であり、要請書の表現については修文する。”との応答があった。

#### 5-7 電技解釈第 42 条【避雷器の接地】の改正要望について(前回からの継続審議) (資料 No. 5-1, 5-2) (評価案件)

題記案件は、前回委員会において、電力安全課殿パブコメの回答が検討中であったため、継続審議となった案件で、今回、配電専門部会の検討結果の報告が行われた。配電専門部会の検討結果は、改正要請から、JESC 規格を制定し電技解釈へ引用要請するので、資料 5-2 に基づいて説明が行われた。

その結果、本引用要請は承認され、電力安全課に引用要請することになった。なお、引用規格の具体的な記載表現は、事務局と電力安全課で、調整するようコメントが委員長よりあった。

以下に、委員会での審議について示す。(Q;質問 C;コメント A;回答)

C1; 規程の改正案の図中でシンボルの記号が変更になっているものもある。また、変わっていないものもある。なぜか?

A1; 現在のJIS規格の記号に合わせ修正したものである。しかし、解釈の解説の改正案の別の資料(解釈の解説)から転載している部分については、解釈全般の見直しが必要になることから、修正を行っていないので、そのままになっている。JESC で管理できる範囲のみ修正している。

C2; 一般の規格利用者が見て誤解をすることはないのか?

A2; それぞれの規格の中では統一されているので、誤解されることは無いと考える。ただし、機会を捉えて解説の改正についても提案することとしたい。

C3; JESC 規格のタイトルの「・・・設置工事の特例」から「の特例」を削除したらどうか?

A3; 解釈第 42 条のただし書き部分を纏めたため、「の特例」としたが、こだわるものではない。「・・・設置工事」とする。

C4; (社)電気協同研究会の文献を引用しているが、(社)電気協同研究会とはどのような組織か？

A4; オープンな組織として運営され、電力会社のセキュリティに係る部分を除き研究成果は公表して、一般にも販売している。

C5; 海外企業は含まれているのか？

A5; 会員には外国系の企業もいるが、国内の企業からの提案について研究している。国際化については、別の議論と考えている。

C6; 改正要請と引用要請があるが、どう違うのか？

A6; 新たな施設方法等を定めたものは、JESC 規格としてまとめ、それを引用要請することを基本としている。一方、類似の規定が解釈にあり軽微な変更で対応できる場合は、改正要請としている。

(本件について、関根委員長から櫻田電力安全課長の考えの確認があり、櫻田課長から以下の応答があった。)

国が技術基準として定めているのは性能規定としての省令である。具体的な技術要件を示すものとしての解釈は、民間規格を取り入れることを基本方針とする。しかし、技術基準の解釈は国が詳細を定めてきた歴史もあることから、規格化が困難であったり、変更が軽微である場合は、解釈の改正で対応することも考える。

C7; JESC 規格のタイトルから「の特例」を削除することになったが、それに関連する部分の表現の見直しを行うこと。また、委員名等、確認すること。

C8; タイトルに「の特例」とある他の JESC 規格について、事務局で確認し対応を検討すること。

A7/8; (JESC 事務局) 了解しました。

## 5-7 JESC 規格「E0009 電力保安通信規程」の一部改定についての審議

(資料 No. 6-1, 6-2)

(評価案件)

題記案件について送電専門部会から、資料 No.6-1 の審議依頼があり、技術会議で審議したことを事務局から報告した。また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体・組織からの意見、パブリックコメントの受付状況及び専門部会と兼務されている委員会委員が1名いることを、資料 No.6-2 に基づいて報告した。

その後、送電専門部会から詳細説明を行い、承認された。

以下に、委員会での審議について示す。(Q;質問 C;コメント A;回答)

C1; 通信線には、光ファイバーは含まれるのか？

A1; 通信線は、光ファイバーも含むと規定されている。

C2; 競争のため、法令の改正が行われ、離隔制限の 30cm が外されたが、地上高はどうなるのか？

A2; 地上高については、別の条文項で規定されているため、その規定どおり地上高を確保する必要がある。

C3; 線と線の離隔距離によっては、風の影響等によって接触して切断することはないのか？

A3; 堅牢な腕金に設置することや電線を一束化することが規定されており、接触して切断しないように考慮されている。

C4; 電柱に電力、通信業者等の多数の線が設置されているが、問題ないのか？

A4; 荷重、重量等を計算して支持物が問題ないことを確認している。

C5; 誰が確認しているのか？

A5; 電線及び電柱の管理者又は設置者同士で確認している

## 5-8 JESC 規格「E0013 高圧受電設備規程」の改定審議

(資料 No. 8-1, 8-2)

(評価案件)

題記案件について需要設備専門部会から、資料 No.8-1 の審議依頼があり、技術会議で審議したことを事務局から報告した。また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体・組織からの意見、パブリックコメントの受付状況及び専門部会と委員を兼務されている委員会委員は 3 名いることを資料 No.8-2 に基づいて報告した。

その後、需要設備専門部会から詳細説明を行った。その結果、改正案は承認された。

なお、パブコメで全国電気管理技術者協会連合会から、年次点検及び電気主任技術者の外部委託の内容についてコメント(パブコメ)があった件で、需要設備専門部会から「自家用電気工作物保安管理規程」の内容と合わせているので、改定案のままとさせていたきたい旨、回答の説明があった。本件について、委員長から電気保安協会全国連絡会議の委員に意見の確認があり、以下の回答があった。

年次点検及び電気主任技術者の外部委託についての内容は、「自家用電気工作物保安管理規程」に表現を合わせた方が、混乱がないと考える。なお、もし、内容を変更するのであれば、年次点検及び電気主任技術者の外部委託を主に定める「自家用電気工作物保安管理規程」の改定時に議論し、その結果を反映する考えで、特に問題ないと考える。

## 6. その他

### 6.1 平成 17 年、18 年度に国へ要請した案件のその後の状況の報告 (資料 No. 10)

前回の委員会以降の修正点について事務局から報告した。変更点を以下に示す。

- ・ 2008-1-21 に保安院の HP で, JESC から要請した案件のうち 3 件を電技解釈に反映すると公表された。
- ・ 昨年 6 月に審議し, 要請した免震建物の特別高圧電線路の施設の JESC 規格引用要請は, 2008-4-1 にコメント付きも回答があった。この回答と対応案は, 資料 No.12,13 で説明したい。
- ・ 1 月の委員会で提出が了解された水門鉄管関係の案件を, 2008-1-28 に提出した。

**6.2 “JESC 規格案「免震建築物における特別高圧電線路の施設」の電気設備の技術基準の解釈第 151 条への引用要請に対する電力安全課からの回答  
(資料 No. 12, 13) (報告案件)**

国からの回答及び送電専門部会での対応案を事務局から説明した。今後, 電力安全課のコメントを反映し, 次回又は次々回の委員会に再提案する予定であるとの報告を事務局から行い, 了解された。

**6.3 経済産業公報への JESC のパブコメ掲載の中止等についての提案 (審議案件)  
(資料 No. 11) (報告案件)**

資料 No.11 に基づき, 経済産業公報への JESC のパブコメ掲載を中止し, 関係団体の HP でパブコメを募集する方針が今後調整することで了解された。

**6.4 前回, 承認されて以下の案件の電安課提出について (報告案件)**

以下の 2 件の要請案件を 2008-1-28 に保安院電力安全課に資料 14, 15 の形で提出したことを報告した。

- ・水門扉に関する JESC 規格の改定と引用要請の提出
- ・水路に使用する鋼材に関する JESC 規格の策定と引用要請の提出

**6.5 次回委員会の日程**

次回, 委員会の日程については, 現在案件提出予定の専門部会と審議要請の日程を確認中であることを報告した。次回, 委員会は, 8 月又 9 月の予定で調整中であり, 決まり次第, 別途連絡することにした。

—以上—